

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける 鹿児島県内の事業者向け支援情報（令和4年2月22日現在）

1 協力金・助成金・給付
金制度を活用したい

国の事業復活支援金や県の時短要請に対する協力金などがあります。

2 融資・貸付を受けたい

新型コロナウイルス関連事業継続支援資金〈県
中小企業融資制度〉などがあります。

3 税や社会保険料等の猶
予等を受けたい

申告・納付の期限延長や納税の猶予（国，県，
市町村），厚生年金保険料等の納付の猶予，国民
健康保険税（料）の減免などがあります。

4 経営や雇用，事業承継
等について相談したい

経営や資金繰り，雇用や賃金，事業承継やテレ
ワーク等について相談窓口があります。

5 感染防止の取組について
第三者の認証を受けたい

飲食店について，認証の申請を受け付けていま
す。

詳しくは，お問合せいただくか，県のホームページ等をご覧ください→

※ 市町村も各種支援策を実施しています。お住まいの市町村のHPも併せてご確認ください。



新型コロナウイルスに感染症の拡大により影響を受ける鹿児島県内の事業者向け支援情報

1 協力金・助成金・給付金制度を活用したい			
状況別	名称（国、県等の別）〈対象業種等〉	制度等の概要	連絡先・窓口等
売上が減少したとき	事業復活支援金（国）	<p>新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）に対し、事業復活支援金を給付します。</p> <p>■申請期間：令和4年1月31日～5月31日</p> <p>https://jigyou-fukkatsu.go.jp/</p>	<p>事業復活支援金事務局相談窓口 0120-789-140</p>
新事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編等を行いたいとき	中小企業等事業再構築促進事業（国）	<p>新事業分野への進出等の新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p> <p>■五次公募：令和4年1月20日開始</p> <p>https://jigyou-saikouchiku.go.jp/</p>	<p>事業再構築補助金事務局コールセンター （ナビダイヤル） 0570-012-088 （IP電話用） 03-4216-4080 【土日祝除く9：00～18：00】</p>
感染症防止対策に係る施設・設備の整備を行いたいとき	発電用施設周辺地域立地企業BCP対策事業（県）	<p>企業（製造業）において策定したBCP等に基づき実施する、感染症対策などの防災対策の施設・設備整備に要する経費の一部を最高1千万円補助します。 対象地域：種子・屋久地域、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、三島・十島地域を除く県内地域</p> <p>http://www.pref.kagoshima.jp/af03/sangyo-rodo/kigyoseido/yuuuguseido.html</p>	<p>産業立地課 099-286-2985</p>

状 況 別	名 称 (国, 県等の別) <対象業種等>	制度等の概要	連絡先・窓口等
<p>県の要請に応じて営業時間の短縮を行ったとき</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金（県）</p>	<p>○県が要請した全ての期間において、営業時間の短縮をした飲食店（ただし、食品衛生法の規定により、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗）に対して協力を金を支給します。</p> <p><時短要請対象区域と期間></p> <p>①1月11日（火）0時から1月24日（月）24時まで（計14日間） ・時短要請対象区域：奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町 ■申請期間：令和4年1月25日（火）～4月6日（水）</p> <p>②1月25日（火）0時から1月26日（水）24時まで（計2日間） ・時短要請対象区域：奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町 ■申請期間：令和4年1月27日（木）～4月6日（水）</p> <p>③1月21日（金）0時から1月26日（水）24時まで（計6日間） ・時短要請対象区域：鹿児島市、鹿屋市、霧島市 ■申請期間：令和4年1月27日（木）～4月6日（水）</p> <p><協力金の金額></p> <p>①について 【中小企業】 売上高に応じて1店舗あたり「35万円から105万円」 【大企業】（中小企業においても、この方式を選択可） 売上高減少額に応じて1店舗あたり上限280万円</p> <p>②について 【中小企業】 売上高に応じて1店舗あたり「5万円から15万円」 【大企業】（中小企業においても、この方式を選択可） 売上高減少額に応じて1店舗あたり上限40万円</p> <p>③について 【中小企業】 売上高に応じて1店舗あたり「15万円から45万円」 【大企業】（中小企業においても、この方式を選択可） 売上高減少額に応じて1店舗あたり上限120万円</p> <p>○まん延防止等重点措置の実施に係る営業時間の短縮要請により、県が要請した全ての期間において、営業時間の短縮をした飲食店（ただし、食品衛生法の規定により、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗）に対して協力を金を支給します。</p> <p><時短要請対象区域と期間></p> <p>④1月27日（木）0時から2月20日（日）24時まで（計25日間） ■本申請期間：令和4年2月21日（月）～5月2日（月） ■先渡給付申請期間：令和4年2月22日（火）～2月28日（月） ■本申請期間：令和4年3月7日（月）～5月16日（月）</p> <p>⑤2月21日（月）0時から3月6日（日）24時まで（計14日間） ■先渡給付申請期間：令和4年2月22日（火）～2月28日（月） ■本申請期間：令和4年3月7日（月）～5月16日（月）</p> <p><協力金の金額></p> <p>○第三者認証店以外の店舗（20時までの時短・酒類提供不可） 【中小企業】 売上高に応じて1店舗あたり（④について）「62.5万円から187.5万円」 （⑤について）「35万円から105万円」 【大企業】（中小企業においても、この方式を選択可） 売上高減少額に応じて1店舗あたり（④について）上限500万円 （⑤について）上限280万円</p> <p>○第三者認証店（20時までの時短・酒類提供不可） 【中小企業】 売上高に応じて1店舗あたり（④について）「75万円から250万円」 （⑤について）「42万円から140万円」 【大企業】（中小企業においても、この方式を選択可） 売上高減少額に応じて1店舗あたり（④について）上限500万円 （⑤について）上限280万円</p> <p>○第三者認証店（21時までの時短・酒類提供可） 【中小企業】 売上高に応じて1店舗あたり（④について）「62.5万円から187.5万円」 （⑤について）「35万円から105万円」 【大企業】（中小企業においても、この方式を選択可） 売上高減少額に応じて1店舗あたり（④について）上限500万円 （⑤について）上限280万円</p> <p>https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/jitanr3.html</p>	<p>鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金給付事業事務局</p> <p>099-295-0286 平日9:00～17:00</p>

状 況 別		名 称（国，県等の別）〈対象業種等〉	制度等の概要	連絡先・窓口等
従業員を出向させたとき		産業雇用安定助成金（国）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行います。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html</p>	鹿児島労働局職業対策課 （西千石庁舎内） 099-219-8713（直通）
従業員に休業手当を払ったとき		雇用調整助成金（国）	<p>一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当の一部を事業主に助成。新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置があります。</p> <p>※特例措置の対象期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kovou_roudou/kovou/kyufukin/pageL07.html</p>	鹿児島労働局 職業安定部職業対策課 099-219-8713 学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
従業員が休業させられたが休業手当を支給して貰えなかったとき		新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金（国）	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。</p> <p>中小企業 ※対象期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日 大企業 ※対象期間：令和2年4月1日～令和2年6月30日 令和3年1月8日～令和4年3月31日</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugoshienkin.html</p>	厚生労働省新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276
休校等に伴う 子どもの世話	従業員に特別休暇を取得させたとき	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（国）	<p>臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇（年次有給休暇でない有給休暇）を取得させた事業主に対して助成金を支給します。</p> <p>※対象期間：令和3年8月1日～令和4年3月31日</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kovou_roudou/kovou/kyufukin/pageL07_00002.html</p>	雇用調整助成金，産業雇用安定助成金，小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999
	自分が休業したとき	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（国）	<p>臨時休業などをした小学校等に通う子どもなどの世話が必要となり休業した個人事業主やフリーランスに対し、助成金を支給します。</p> <p>※対象期間：令和3年8月1日～令和4年3月31日</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html</p>	

状 況 別	名 称 (国, 県等の別) <対象業種等>	制度等の概要	連絡先・窓口等						
<p>事業場内最低賃金を引き上げたとき</p>	<p>業務改善助成金特例コース (国)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、その費用の一部を助成します。 ※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。 ■申請期限：令和4年3月31日まで</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigvonushi/shienjigyou/03_00026.html</p>	<p>業務改善助成金コールセンター 03 (6388) 6155</p>						
<p>建設（関連）業者が失業者等を新たに雇用したとき</p>	<p>かごしまの未来を創る現場人応援事業 (県)</p>	<p>新型コロナウイルスの影響により失業した方などを新たに雇用した県内建設（関連）業者が、その方に対し建設業における技術・技能を身につけるために行う講習や研修等の費用を助成します。（予算の範囲内で実施）</p> <p>①未来の現場人スキルアップ助成 刈払機やチェーンソー等の操作講習を受講させた場合の受講費用等の一部を助成 ・ 受講費用助成：受講費用の4分の3（上限1万円） ・ 受講日の賃金助成：5千円/日</p> <p>②建設現場アシスタント育成応援助成 建設現場の事務補助者として社内教育を行った場合にかかる費用の一部助成 ・ 対象経費の2分の1（上限5万円）</p> <p>https://www.pref.kagoshima.jp/ah01/kanri/genba-zyosei.html</p>	<p>県土木部監理課 099-286-3498</p>						
<p>外国人材を受け入れるに当たって、追加的経費を負担したとき</p>	<p>コロナ禍における外国人材受入支援事業 (県)</p>	<p>外国人材を県内の事業所で雇用する又は雇用する予定の事業者が追加的に負担する経費を支援します。 ◆補助対象経費・補助金額 次に掲げる経費のうち、令和3年4月1日～令和4年2月28日に外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了し、かつ令和4年2月28日までに補助事業者において支払いがなされたものを対象とします。 令和3年10月からは、公共交通機関の不利用に伴う待機施設までの国内移動費についても補助対象に追加しました。 なお、1人当たり及び1事業者当たりの上限額に変更はありません。 ※R3.10 アンダーライン部分を追加</p> <table border="1" data-bbox="1160 1059 1832 1246"> <tr> <td data-bbox="1160 1059 1189 1246">入国分</td> <td data-bbox="1189 1059 1496 1246">外国人材が日本への入国後一定期間要請される (1)待機に係る宿泊費 (2)公共交通機関の不利用に伴う待機施設までの国内移動費（車両借上費、燃料費、有料道路通行料金）</td> <td data-bbox="1496 1059 1832 1246">(1)：補助対象経費の4/5以内 (2)のうち車両借上費、有料道路通行料金：補助対象経費の4/5以内 (2)のうち燃料費：空港ごとの定額（別に定める空港以外の場合は、最短距離(km)×20円×4.5） (1)及び(2)の合計が1人当たり上限10万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1246 1189 1453">帰国分</td> <td data-bbox="1189 1246 1496 1453">外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費</td> <td data-bbox="1496 1246 1832 1453">補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限3万円)</td> </tr> </table> <p>◆申請期間 補助対象となる外国人材の入国が完了、又は帰国前に義務付けられているPCR検査が完了した日から、2か月後の日（開庁日にあたる場合はその直後の開庁日）又は令和4年2月28日のいずれか早い日まで ※県内監理団体へのアンケート等を基に予算を確保していますが、無くなり次第、終了となります。</p> <p>https://www.pref.kagoshima.jp/af21/corona-ukeireshien-r3.html</p>	入国分	外国人材が日本への入国後一定期間要請される (1)待機に係る宿泊費 (2)公共交通機関の不利用に伴う待機施設までの国内移動費（車両借上費、燃料費、有料道路通行料金）	(1)：補助対象経費の4/5以内 (2)のうち車両借上費、有料道路通行料金：補助対象経費の4/5以内 (2)のうち燃料費：空港ごとの定額（別に定める空港以外の場合は、最短距離(km)×20円×4.5） (1)及び(2)の合計が1人当たり上限10万円	帰国分	外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費	補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限3万円)	<p>外国人材受入活躍支援課 099-286-3320(直通)</p>
入国分	外国人材が日本への入国後一定期間要請される (1)待機に係る宿泊費 (2)公共交通機関の不利用に伴う待機施設までの国内移動費（車両借上費、燃料費、有料道路通行料金）	(1)：補助対象経費の4/5以内 (2)のうち車両借上費、有料道路通行料金：補助対象経費の4/5以内 (2)のうち燃料費：空港ごとの定額（別に定める空港以外の場合は、最短距離(km)×20円×4.5） (1)及び(2)の合計が1人当たり上限10万円							
帰国分	外国人材が帰国前に義務付けられているPCR検査費及び陰性証明書発行費	補助対象経費の4/5以内 (1人当たり上限3万円)							

2 融資・貸付を受けたい

状況別	名称(国, 県等の別)〈対象業種等〉	制度等の概要	連絡先・窓口等
資金繰り等のため融資を受けたいとき	新型コロナウイルス関連事業継続支援資金(県中小企業融資制度)	新型コロナウイルス感染症により、売上が15%以上減少した中小企業者が利用できます。(融資限度額4,000万円) ※ 取扱期間：令和4年3月31日保証機関申込受付まで https://www.pref.kagoshima.jp/af02/sangvo-rodo/syoko/yushi/saishin/singatakoronauirusu-kikikanrenhosyou.html	お取引のある最寄りの金融機関
	新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)	・新型コロナウイルス感染症により、売上が5%以上減少した事業者が利用できます。(融資限度額 中小事業6億円 国民事業8,000万円) ・以下の要件を満たす場合、中小事業3億円、国民事業6,000万円までは3年間実質無利子(4年以降は基準金利)となります。 【特別利子補給制度の要件】 ①個人事業主(小規模) 要件なし ②小規模事業者(法人) 売上△15% ③中小企業者(①, ②以外) 売上△20% ※申込期限：令和4年3月31日まで https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html	事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 中小企業事業(鹿児島支店) ☎099-223-2221 国民生活事業(鹿児島支店) ☎0570-098-842
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫)	・新型コロナウイルス感染症により、売上が5%以上減少した生活衛生関係の事業を営む方が利用できます。(融資限度額 8,000万円) ・上記【特別利子補給制度】の要件を満たす場合、6,000万円までは3年間実質無利子(4年目以降は基準金利)となります。 ※申込期限：令和4年3月31日まで https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/covid_19_seiei_m.html	事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505
	その他の融資等相談(相談窓口)それぞれのホームページもご確認ください。 鹿児島県信用保証協会(099-223-0271), 最寄りの商工会, 商工会議所, 鹿児島県中小企業団体中央会(099-222-9258), 日本政策金融公庫(農林水産事業099-805-0511), 商工中金(0120-542-711), (独)奄美群島振興開発基金(0997-52-4511), 各農協		
	個人向け緊急小口資金等の特例(国)	新型コロナウイルスの影響による休業等を理由に、一時的に資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ、緊急の貸付等を実施します。 http://www.pref.kagoshima.jp/ae04/kenko-fukushi/svogai-svakai/svakai/fukushi/welsher_money.html	各市町村社会福祉協議会(県社会福祉協議会HP参照) 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999

3 税や社会保険料等の猶予等を受けたい

状況別	名称(国、県等の別)〈対象業種等〉	制度等の概要	連絡先・窓口等
申告・納付や納税が期限までにできないとき	申告・納付の期限延長(国、県、市町村), 納税の猶予(国、県、市町村)	国税・県税・市町村税の申告・納付期限の延長や納税の猶予が適用される場合があります。	国税:各税務署 県税:各地域振興局・支庁の 県税担当課 市町村税:各市町村の税務担当課
社会保険料等の支払いができないとき	厚生年金保険料等の納付の猶予	厚生年金保険料等の納付の猶予が受けられます。	各年金事務所
国民健康保険税等の納付が困難なとき	保険税(料)の減免等	国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険税(料)の減免や徴収猶予が認められる場合があります。	各市町村, 国保組合

4 経営や雇用, 事業承継等について相談したい

状況別	名称(国、県等の別)〈対象業種等〉	制度等の概要	連絡先・窓口等
経営や資金繰り	「2 融資・貸付を受けたい」の各相談先も参照してください。		
	経営相談(県)〈農業〉	営農・資金繰り等の相談が受けられます。	各地域振興局・支庁の農政普及課等
雇用や賃金等	労働相談の窓口 ・新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口(国) ・労働相談窓口(県) 休業者と県内企業の人材有効活用支援 ・ふるさと人材相談室(県)	新型コロナウイルス感染症の影響による解雇, 休業等の相談に対応します。	鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239 ・休業・労働時間等に関すること 鹿児島労働基準監督署 099-803-9637 ・雇用に関すること ハローワークかごしま 099-250-6090
休業・労働時間等		県内の労働者等からの雇用条件・生活支援等に関するさまざまな労働相談に対応します。	県庁労働相談窓口 099-286-3188(直通)
		新型コロナウイルス感染症の影響による企業の休業により, 「休業している従業員」と「働き手を確保したい県内企業」の人材マッチングを支援します。	県庁ふるさと人材相談室 (雇用労政課内) 099-250-6855(直通)
事業承継等	中小企業事業承継加速化事業(代替わり伴走型支援)(県)	代替わりを契機に環境対応を図るにあたり, 企業が抱える様々な経営課題に対処するため, ビジネス変革を支援する専門人材を活用, 関係機関に配置。事業の磨き上げのための伴走型支援を実施する。	・(公財)かごしま産業支援センター経営支援課 099-219-1273 ・鹿児島県商工会連合会 運営指導課 099-226-3773
テレワーク導入の相談	テレワークマネージャー相談事業(国)	民間企業, 地方公共団体及びそれに準ずる団体等に, 専門家が, 主にICT面で, テレワークの導入に関するアドバイス等を無料で実施。(通信料は利用者負担)	テレワークマネージャー相談事業事務局 044-299-7084

5 感染防止対策の取り組みに対して第三者の認証を受けたい

状 況 別	名 称（国，県等の別）〈対象業種等〉	制度等の概要	連絡先・窓口等
<p>飲食店の感染防止対策について認証を受けたいとき</p>	<p>鹿児島県飲食店第三者認証制度（県）〈飲食店〉</p>	<p>飲食店を利用する方に安心して過ごしていただくため，県では第三者による感染防止対策の認証制度を設けています。県の定める認証基準に基づき，現地調査を行い，基準を満たした店舗に認証ステッカーを交付します。</p> <p>■申請等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者認証申請書を事務局に郵送するか，専用サイトの入力フォームから申請できます。 <p>■有効期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証の有効期間は，認証を受けた日から1年間です。 <p>※制度の詳細，認証基準等は以下の専用サイトを御確認ください。</p> <p>https://ninsho-kagoshima.jp/</p>	<p>鹿児島県飲食店第三者認証制度事務局 050-3183-0094 【9:00～17:00/土日祝除く】</p>